

# 日本ヤタガラス協会規約

## (名称)

第1条 この会は、日本ヤタガラス協会(以下、「協会」という。)と称する。

## (事務所の位置)

第2条 協会の所在地は和歌山県東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目235番地コーポ朝日204号とし、管理者は事務局次長とする。

## (目的)

第3条 協会は国内でのヤタガラス（八咫烏）の情報交換を通じて認知度を高め、韓国三足烏交流協会との連携を深めるとともに、東アジア世界の人々と文化・観光の交流推進することを目的とする。

## (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 八咫烏伝承の調査・研究
2. 八咫烏情報の発信
3. 講演会、研修会、各種イベントの開催
4. 韓国などとの相互交流事業
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

## (会員資格等)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体（以下、「会員」という。）で構成する。

(入会)

第6条 協会の会員になろうとする個人及び団体は、入会申込書と会費を事務局に提出する。(電子媒体による申し込みも可能)

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができるほか下記の事項を満たしたときは自動的に退会とする。

1. 会費を3年以上納入しないとき
2. 本人が死亡したとき

(会費)

第8条 年会費は、1口1,000円とする

1. 個人会員は1口以上とする
2. 団体会員は10口以上とする

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

会 長

副会長

幹 事

顧 問

事務局長

事務局次長

監 事

(役員を選出)

- 第10条 会長の選任は、役員会において行う。  
副会長以下の役員は会長の指名とする。

(役員任期)

- 第11条 協会の役員任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

- 第12条 総会及び役員会は会長が招集する。
1. 定期総会は、毎年1回これを招集し、臨時総会は、会長が必要と認めた時これを招集する。
  2. 総会の議長は、会長が行なうものとする。
  3. 役員会は、会長が必要と認めた時これを招集する。

(議決)

- 第13条 総会は、会員の2分の1以上が出席（委任状含む）しなければこれを開催することができない。  
総会の議事は、出席者の過半数によってこれを定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業報告書及び決算)

- 第14条 毎事業年度終了後に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

- 第15条 協会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。